『小諸市公民館施設利用登録団体』の認定基準

１ 公民館施設利用登録団体とは

社会教育法第１０条において規定されている「法人であると否とを問わず、公の支配に

属さない団体で社会教育に関する事業を主たる目的とする」社会教育関係団体の内、

裏面の「小諸市公民館施設利用登録団体の認定要件」を満たす体制が整備されて

いる団体とします。

２ 公民館としての登録団体の基本的な考え方

公民館は、公的な集会施設であるため、住民の皆さんの文化的、健康的な活動に開放

しています。

その中で、社会教育活動を行う団体を「**公民館施設利用登録団体**（以下「登録団体」）」

とし、その活動を支援します。

登録団体には、活動の継続と発展、新規参加希望者への学習機会の提供、公民館まつり

をはじめとする公民館活動への積極的な参加及び地域づくりへの貢献を期待します。

３ 登録団体に認定されると

公民館（文化会館は除く）の施設使用料を**全額免除**します。

ただし、冷暖房費、料理教室のガス代・電気代、体育館の電灯代はご負担いただきます。

また、公民館主催事業及び施設維持管理活動へ参加・協力をしていただきます。

４ 認定の手順等

・団体より提出された申請書を元に、裏面の認定要件を満たす団体であることを審査し、

公民館運営審議会において承認します。その後、３月上旬に開催予定の利用説明会にて

正式に通知します。

・認定後、認定要件を満たさないことが判明した場合は認定を取り消します。

・認定期間は、認定を受けた年の４月１日から翌年３月31日までの１年間とし、次年度以降

は改めて申請の受付及び認定手続きを行います。

５ 注意事項（登録団体に求められること）

・登録団体の使用料減免は「**活動が市民の社会教育に貢献する**」ことが最大の理由です。

各団体においては、登録団体制度の基本理念を念頭に置いた活動をお願いします。

・利用上の規則等を遵守いただき、一般利用者の模範となるような利用を心掛けてください。

・その他、施設利用については別紙「公民館の施設利用について」をご確認ください。

・この認定基準は、**令和7年1月1日**より施行しています。

裏面に続きます

|  |  |
| --- | --- |
| 認定要件 | 説明・補足 |
| １．団体趣旨要件 |  |
| 社会教育に関する文化的、健康的な趣味やサークル活動を行う自発的な市民の活動団体であること | ・会員自らが自主的に行っている活動であること・講師等の招聘に応じて開催する形式ではないこと |
| ２．活動実体要件（以下の実体を備えた団体であること） |  |
| ① 団体としての意思決定ができる組織体制があり、会員の間で適切な情報共有が出来る② 会則または運営に関する明確な取り決めがあり、構成員の総意をもってそれらが作成されている③ 自主財源によって運営され、それを適切に管理する会計機構がある④ 公民館との連絡が適切に行える体制がある⑤ 活動の場として小諸市公民館を定期的に利用している⑥ 恒常的に新規会員を募集している | ・代表や連絡担当者等、組織として必要な役職や体制が構築され、構成員間での連絡体制が確立されている・団体についての規則等が定められており、構成員がそれらに意見を述べ、反映ができる体制がある・予算を外部に依存しておらず、かつ会計監査する役職等が存在する・施設管理者からの照会等に適切に対応できる・新規会員を随時受け入れ、閉鎖的な組織ではない |
| ３．人員要件（以下の要件に該当すること） |  |
| ① 会員数が5名以上であること② 構成員の半数以上が小諸市民または市内勤務者であること | ・誰もが納得できる一定数以上の活動している会員がいる・小諸市民もしくは市関係者が中心となって構成されている |
| ４．不適格要件（以下の行為を行わない団体であること） |  |
| ① 営利事業、政治活動及び宗教活動またはそれに偏する行為② その他公序良俗に反する行為 | ・私塾的なものは営利活動となる・講師が代表者を務める又は兼務する場合も私塾的なものと判断する |
| ５．遵守要件（以下の事項を遵守すること） |  |
| ① 公民館の利用規約及び関係する法令、並びに施設管理者からの指導勧告を守って活動すること② 小諸市公民館が主催する活動へ参加・協力すること③ 公民館施設の維持管理活動へ協力すること | ・一利用団体として適切な施設の利用をすること・公民館まつりへの運営委員としての参加・協力や活動発表を積極的に行う・登録団体による公園内清掃への参加（年2回実施） |

６ 小諸市公民館施設利用登録団体の認定要件